

福島市食育推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定に基づき定める福島市食育推進計画(以下「計画」という。)を総合的かつ計画的に推進するため福島市食育推進委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1)計画の推進及びその評価に関すること。
- (2)その他食育推進に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)食育関係団体の代表者
- (3)公募による者
- (4)その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職を代理する。

(事務局及び庶務)

第7条 事務局は、保健所、こども家庭課、幼保支援課、農業振興課、教育施設管理課、生涯学習課、ごみ政策課において構成する。

- 2 委員会の庶務は、健康福祉部保健所健康づくり推進課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月28日から施行する。

附 則

平成23年7月1日一部改正

附 則

平成27年4月1日一部改正

附 則

平成28年4月1日一部改正

附 則

平成31年4月1日一部改正

附 則

令和2年4月1日一部改正

附 則

令和4年4月1日一部改正

附 則

令和6年4月1日一部改正

附 則

令和7年4月1日一部改正